

<参考>

## 1 商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）の概要（平成29年度版）

<b>対象となる団体</b>	地域経済の発展を図るために、商業活性化事業を実施する下記の団体等 ・商店街振興組合、発展会、事業協同組合 等
<b>補助対象事業</b>	○集客力向上事業※（にぎわいを創出する事業：桜まつり、夏まつり等） ○販売力向上事業（販売の促進を図る事業：共同セール、見本市等） ○体質強化事業（団体の体質強化を図る事業：講習会、研修会等） ○連携創出事業（地域の他団体と連携して実施する事業）
<b>補助対象経費</b>	補助対象経費の例 ○会場費（会場借上料、会場設営費、会場装飾費等） ○謝 金（司会者、出演者の出演料等） ○広告費（チラシ印刷、看板作成、新聞等の広告費等）
<b>補助対象経費の限度額</b>	上限： 450 万円(消費税抜き) 下限： 100 万円(消費税抜き) ・連携創出事業の場合又は補助事業の実施に併せて社会的課題に対応した取組※ を行う場合は、50 万円(消費税抜き) ※社会的課題に対応した取組 子育て支援・高齢者支援、防災・安心安全、地域資源活用・農商工連携、創業・人材育成、環境対策
<b>補 助 率</b>	補助対象経費の 20%以内(過疎及び離島地域は 30%以内)

※今回のみゆき商店街振興組合の夏イベントは、集客力向上事業に該当。

## 2 商業団体等事業費補助金と商業振興事業費補助金の関係について

商業振興事業費補助金は、地域経済の発展を図るため、商業団体等事業費補助金の後継事業として平成 26 年度に創設した補助金である。

- ・商業団体等事業費補助金 昭和 29 年度～平成 25 年度
- ・商業振興事業費補助金 平成 26 年度～現在